

37. 長久手町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情事項	回答
<p>【1】自治体の基本的あり方について ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。 福祉課、保健医療課</p>	<p>意見として参考とさせていただきます。</p>
<p>②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策継続実施してください。 財政課</p>	<p>各種の臨時交付金対応事業（経済対策事業）については、制度の趣旨に沿って、早期に予算対応していますが、恒久的な制度となるよう国に要望する予定はありません。また、町独自に施策を継続することについては、多額の財源が必要となるので考えていません。</p>
<p>③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。 税務課</p>	<p>導入していません。</p>
<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。 1.安心できる介護保障について 福祉課 (1)介護保険について ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>	<p>既存の制度で実施します。</p>
<p>②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>既存の制度で実施します。</p>
<p>③新基準による要介護認定について ア.10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。</p>	<p>国からの指導に基づき認定を行います。</p>
<p>イ.要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。</p>	<p>更新手続き時に配布し、また、認定後の介護保険証の送付時にも同封しております。</p>
<p>ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。</p>	<p>県による研修及び町による勉強会を実施しております。</p>
<p>④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	<p>基盤整備は行っており、助成制度は既存の制度で実施します。</p>
<p>⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>国の制度のもと支援を行います。</p>

<p>(2)高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低 1 回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>土曜日、日曜日を除き、利用者の希望により毎日 1 回の配食を行っております。また、会食会は、福祉の家で「あったか昼食会」を実施しています。</p>
<p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア.敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援</p>	<p>外出支援は、巡回バスの無料パス及びリニモの 1,000 円分カードの交付をし、既に行っています。</p>
<p>イ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まり場への援助など多面的な施策の拡充</p>	<p>老人憩の家を町内 7 か所に設置しており、60 歳以上の方は誰でも利用できるようになっています。</p>
<p>(3)障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>既に対象となっています。</p>
<p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>個別の申請により交付しています。</p>
<p>2.高齢者医療などの充実について</p> <p>保健医療課</p> <p>①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p>	<p>愛知県の基準のとおりとします。</p>
<p>②70 歳から 74 歳の高齢者が 2 割負担になった場合、1 割分を助成して、自己負担を 1 割負担に据え置いてください。</p>	<p>愛知県の基準のとおりとします。</p>
<p>③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p>	<p>愛知県後期高齢者医療広域連合の基準のとおりとします。</p>
<p>④後期高齢者医療制度に加入しない 65～74 歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p>	<p>愛知県の基準のとおりとします。</p>
<p>⑤肺炎球菌ワクチン接種費用の助成制度を設けてください。</p>	<p>平成 21 年 4 月から実施しています。</p>
<p>3.子育て支援について</p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。</p> <p>保健医療課</p>	<p>現行どおりとします。</p>
<p>②妊産婦健診は、産前 14 回、産後 1 回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低 4 回を年齢制限なしに助成してください。</p> <p>保健医療課</p>	<p>平成 21 年度から産前の妊婦健康診査は 14 回に拡大しました。平成 22 年度からは超音波検査を 4 回実施する予定です。産後健診については、現在のところ予定していません。</p>

<p>③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。</p> <p>保健医療課</p>	<p>現在のところ助成の予定はありませんが、定期予防接種への導入等、国の動向をみていきたいと考えています。</p>
<p>④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。</p> <p>教育総務課</p>	<p>認定は、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認め、かつ、町民税の非課税又は児童扶養手当の支給等の要件に該当した場合に認定しており、明確な基準額は設けていません。また、申請受付はすべて町窓口（教育総務課）で行っています。</p>
<p>4.国保の改善について</p> <p>保健医療課</p> <p>①保険料(税)について</p> <p>ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこなない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p>	<p>健全な国保財政運営を行うためには、必要に応じた税金が必要であり、現行どおりとします。</p>
<p>イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p>	<p>健全な国保財政運営を行うためには、必要に応じた税金が必要であり、現行どおりとします。</p>
<p>ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p>	<p>減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。</p>
<p>エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。</p>
<p>②保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発効しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p>	<p>相応の収入が継続して認められるが納付の意思がなく、また収納課で差押財産が見つからないため資格証明書の発行要請があり、面談等による事情聴取を試みても応じない場合には、やむを得ず発行する場合があります。なお、義務教育終了前の子どもには、国の基準どおり6か月の短期保険証を発行しています。</p>
<p>イ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p>	<p>収納課と生活実態の把握に努めています。短期保険証の交付については、納税相談・指導を行う上で有効なものと考えます。なお、分納の履行が滞り調かつ将来完納する見込みのある世帯には、保険証期限の切れる前に新たな保険証を送付しています。</p>
<p>ウ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>	<p>収納課と生活実態の把握に努めています。短期保険証の交付については、納税相談・指導を行う上で有効なものと考えます。なお、分納の履行が滞り調かつ将来完納する見込みのある世帯には、保険証期限の切れる前に新たな保険証を送付しています。</p>

<p>③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。</p>	<p>申請があれば審査して対応します。</p>
<p>5.障がい者施策の充実について 福祉課 ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。</p>	<p>現在のところ考えていません。</p>
<p>②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。</p>	<p>利用料は 1 割負担で、現行どおりで考えています。</p>
<p>③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。</p>	<p>愛知県の補助制度を受けた形ですが、町の補助金交付要綱を設けています。</p>
<p>6.健診事業について 保健医療課 ①特定健診、がん健診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団検診をともに実施してください。</p>	<p>特定健診については、自己負担金を無料としています。がん検診については、現行どおり自己負担金を徴収していく予定です。</p>
<p>②40 歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施して下さい。</p>	<p>39 歳以下健診を自己負担無料で実施しています。</p>
<p>③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。</p>	<p>補助金の対象どおり、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の方を対象に実施しています。町の保健センターでも、月 1 回、歯科医師による成人歯科相談を実施していますので、受診していただくよう勧奨していきたいと考えています。</p>
<p>7.生活保護について 福祉課 ①憲法 25 条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>生活保護法に基づき、保護の基準に従い、必要に応じ保護の認定をしていきます。</p>
<p>②愛知県通知(2008 年 12 月 11 日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p>	<p>生活保護法に基づき、必要な保護を行います。むやみに拒否することはありません。</p>
<p>③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p>	<p>現行どおりとします。</p>

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1.国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

保健医療課

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

保健医療課

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

福祉課

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

保健医療課

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

税務課

⑥社会保障費 2200 億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

保健医療課

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

福祉課

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

福祉課

①～⑧意見書・要望書を提出する考えはありません。

<p>2.愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない 65～74 歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>保健医療課</p> <p>②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。</p> <p>保健医療課</p> <p>③70 歳から 74 歳の高齢者が 2 割負担になった場合、自己負担を 1 割負担に据え置くために、1 割負担に据え置くために、1 割分を助成する医療費助成制度を設けてください。</p> <p>保健医療課</p> <p>④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p> <p>保健医療課</p> <p>⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>保健医療課</p> <p>⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p> <p>保健医療課</p> <p>⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p> <p>保健医療課</p> <p>⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。</p> <p>福祉課</p>	<p>①～⑧意見書・要望書を提出する考えはありません。</p>
<p>3.愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <p>保健医療課</p> <p>①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。</p> <p>②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。</p> <p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④後期高齢者の意思が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。</p>	<p>①～④愛知県後期高齢者医療広域連合に対し、意見書・要望書を提出する考えはありません。</p>